

「オフィス家具」購入ガイドライン

1. 購入ガイドライン

GPN GL11「オフィス家具」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、机、イス、収納家具、ローパーティション等のオフィス家具を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

オフィス家具の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。

- 1) 長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が充実していること
 - 2) 省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること
 - 3) 使用済み製品の回収、再使用、リサイクルの体制があること
 - 4) 再生材料が多く使われていること
 - 5) ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと
 - 6) トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの発散量が少ないこと
- <イスについて>
- 7) 一般ユーザーが自ら部品交換できること

3. 情報提供項目

- 塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用
- 特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の使用
- カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の使用
- 適切に管理された森林等から得られた木材の使用

このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

1999年 6月17日制定

2004年 2月23日改定

グリーン購入ネットワーク

<ガイドラインの背景説明>

1) 長期使用を可能にするため、修理・メンテナンス体制が充実していること

家具は設計段階から長期使用を前提に設計されています。さらに部品交換や、補修などのメンテナンスを行うことにより、さらに長期使用を可能にすることができます。また、部品を付け加えたり、組み替えることにより機能拡張や用途転換が行えるシステム家具は、オフィスレイアウトの変更や移転などにも柔軟に対応する事ができます。

製造事業者の多くは交換部品を一定期間保有しており、社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）は自主基準を設け、製造販売打ち切り後、最低5年間は部品を保有することを決めています。また、部品の標準化が進んでいるので類似の部品で代用できることも多く、大抵の修理に対応できるようになっていますので、ユーザーとしては一部が破損してもできるだけ修理して長く使うよう心掛けるべきです。

2001年4月に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」では、金属製の事務用机・回転椅子・収納家具・棚の4品目が対象品目として指定されており、製品アセスメントの実施同様、修理・サービス体制の確立が求められています。

購入にあたっては、修理の依頼を容易にするため、出張修理サービスの利便性が高いなど、アフターサービスが充実しているかどうかを考慮します。

（基本原則 2-4 に対応）

2) 省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること

オフィス家具では、開発の段階から製品アセスメントを実施し、回収した家具をリサイクルするための効率的な解体方法の研究開発と合わせて、できるだけ多くの素材を原料としてリサイクルできるように配慮した設計、使用する原材料の削減や軽量化・減量化などの省資源に配慮した設計が行われています。リサイクル率を向上させるために、部品の取り外しが容易にできるような構造の工夫、素材の統一化や素材ごとに分離しやすくする工夫、リサイクルしやすい材料の採用、プラスチック部品への材質表示など、素材ごとにリサイクルしやすくする設計がなされています。

また、使用済みスチールデスクの天板を新しいスチールデスクの天板に再使用するなど、使用済製品の回収の推進とあわせて、部品の再使用を可能にする設計も取り組まれてきています。

（基本原則 2-5、2-6 に対応）

3) 使用済製品の回収、再使用、リサイクルの体制があること

不要になったオフィス家具は、回収され、再使用、リサイクル、または適正に処理されなければなりません。引き取られた家具は、素材ごとに分解され、鉄などの金属類はリサイクルされるほか、事務所移転などにより発生する使用済み家具を、中古オフィス家具として再び市場へ流通させる取り組みも広がってきています。

JOIFA では「回収・廃棄の為のガイドライン」「中古家具取り扱いに関する考え方」を設け、販売店と協力しながら部品の再使用を含む体制の確立に取り組んでいます。

（基本原則 2-5、2-6 に対応）

4) 再生材料が多く使われていること

家具の中には PET（ポリエチレンテレフタレート）や PP（ポリプロピレン）などの再生プラスチック材を使用した製品があります。また、木質部分に間伐材、小径材、廃木材を利用している製品や、廃材、端材、木屑を加工したパーティクル材、チップボード、MDF（中質繊維板）を使用した製品などがあり

ます。

再生材料でできた製品を使用することは、ごみの削減になるとともに資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。

金属材料は、従来から回収・リサイクルシステムが確立している素材であるため、資源循環に優れています。グリーン購入法では金属を再生材として捉えていないので、同法では対象外とされていますが、ほぼ金属類からなる家具類の購入もグリーン購入として位置づけられます。

(基本原則 2-6、2-7 に対応)

5)ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと

ホルムアルデヒドには急性毒性があり、皮膚や粘膜に対する刺激が強く、気中濃度が一定以上の水準になると人体に様々な影響を及ぼします。また、長期にわたって暴露することによりアレルギー性接触性皮膚炎を引き起こすことや、発癌性についても指摘されています。厚生労働省ではホルムアルデヒドの放散濃度の指針値を「30分平均値で0.1mg/m³以下」と定めており、JOIFAでもこの値を自主的取り組みの目標値に掲げています。

2003年7月の建築基準法改正により、ホルムアルデヒド発散の恐れのある材料(木材、接着剤、塗料)については、発散量に応じた区分指定や使用制限が導入されました。建築に用いられる材料には、「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン(社団法人日本建材産業協会)」に沿った製品表示がなされています。

<木質系材料のホルムアルデヒド発散等級区分について>

	JIS / JAS 規格
0.3mg/リットル以下	F
0.5mg/リットル以下	F
1.5mg/リットル以下	F

JIS 規格：MDF、パーティクルボード等

JAS 規格：合板、集成材、フローリング、単板積層材、構造用パネル

<接着剤のホルムアルデヒド発散等級区分について>

	JIS 規格
0.005mg/m ² ・h 以下	F
0.02mg/m ² ・h 以下	F
0.12mg/m ² ・h 以下	F

オフィス家具には、下記のような用途にホルムアルデヒドを処方構成成分として使用しているものがあり、より発散量の少ない素材への代替が進められつつあります。オフィス家具の購入にあたっては、該当する材料のホルムアルデヒド発散等級などの情報を入手し、発散量が少ない材料や接着剤を使った家具を購入することが大切です。また、室内濃度が高くならないように、定期的な室内換気も必要です。

<オフィス家具におけるホルムアルデヒドの主な用途>

- ・ 木質系材料(合板、パーティクルボード、MDF)に使用される接着剤
- ・ 木質系製品の製造(化粧板などを貼り付ける)に使用される接着剤

- ・ ローパーティションや椅子のクロスを張る際に使用される接着剤
- ・ 塗料 など

(基本原則 2-1 に対応)

6) トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの発散量が少ないこと

ホルムアルデヒド同様、使用する塗料や接着剤から発散する揮発性有機化合物 (VOC) として、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン等があります。トルエン、キシレンは、塗料や接着剤の溶剤、希釈剤として、パラジクロロベンゼンは木材の防腐剤や防虫剤に使用されています。

文部科学省では、シックスクール対策として「学校環境衛生基準」を 2002 年 2 月に改定し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの室内濃度を一定基準以下に保つように定期的な換気を求めています。

購入にあたっては、ホルムアルデヒド同様、該当する材料の情報を入手し、発散量が少ない材料や接着剤を使った家具を購入することが大切です。また、室内濃度が高くならないように、定期的な室内換気も必要です。

(基本原則 2-1 に対応)

<イスについて>

7) 一般ユーザーが自ら部品交換できること

一般ユーザーが簡単な工具だけで自ら部品交換できるように設計され、交換用部品が容易に取り寄せることができれば、修理して長期使用が可能となります。

事務用のイスについては、背・座の張り地が破れたり、キャスターや肘が壊れても、必要な部品を取り寄せれば説明書にしたがってユーザーが自ら部品交換できる製品があります。また、イスの中には購入後でも肘を追加で取り付けられるなど、機能が拡張できる製品もあり、長期使用につながると考えられます。

(基本原則 2-4 に対応)

<情報提供項目>

塩ビ (ポリ塩化ビニル = PVC) の使用

塩ビなどの塩素化合物を焼却したり、他の様々な物質を塩素源と一緒に焼却すると、条件によってダイオキシン類や塩化水素ガスが発生する可能性があります。ダイオキシン類発生のメカニズムは専門家の間でも未だ十分に解明されておらず、廃棄物中の塩素含有量とダイオキシン類発生量の間には正の相関関係があるかどうかについても、専門家によってかなり見解が分かれており、結論が出ていないのが現状です。

オフィス家具ではテーブル天板やエッジ、椅子の張り地、ローパーティションの巾木、笠木、エンドカバーなどに塩ビを使用しているものが一部にありますが、オレフィン系樹脂等の他の素材も使用されており、購入者にとって選択可能なので、「グリーン購入のための GPN データベース」で情報提供します。

特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) の使用

プラスチックを燃え難くするために使用されている臭素系難燃剤は、優れた難燃性を持っており、製品の安全性向上に役立っていますが、焼却時に条件によっては、有害な臭素化ダイオキシン類を生成する可能性があります。臭素系難燃剤の中でも特に PBB (多臭化ビフェニル)、PBDE (多臭化ジフェニルエーテル) はその可能性が高いといわれています。

以前は椅子、ローパーティション等の張り地や樹脂などに臭素系難燃剤が使用されている場合があります。

たが、現在は使用の削減や回避、他素材への代替が進められており、購入者にとって選択可能なので、「グリーン購入のための GPN データベース」で情報提供します。

カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の使用

オフィス家具では、樹脂や塗料などにカドミウム、鋼板や部品のメッキなどに六価クロム、はんだ付けなどに鉛といった化学物質や重金属類が使用されていることがあります。これらの化学物質を廃棄物として焼却、埋め立てると、大気や地下水などに排出されて環境に悪影響を与える可能性が指摘されています。

EU では、化学物質の使用に関して、RoHS 指令^{注1)}として 2006 年 7 月 1 日以降に EU 加盟国において上市される電気電子機器について鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB (多臭化ビフェニル)、PBDE (多臭化ジフェニルエーテル) の 6 物質の含有を原則として禁止する予定です。また、中国でも上記 6 物質の含有を原則として禁止する法律を施行することが予定されており、化学物質の削減に取り組む動きは広がっています。

オフィス家具は、RoHS 指令の対象として挙げられていませんが、環境に与える影響を抑えるために、使用する化学物質の把握や代替、削減の取り組みがなされています。とりわけこれらの 4 物質については、今後さらに取り組みの拡大が期待されますので、これらの情報にも配慮することが望めます。

注 1) RoHS 指令：電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会および閣僚理事会指令 (DIRECTIVE 2002/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 January 2003 on the Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)

2006 年 7 月 1 日以降に EU 加盟国において上市される電気電子機器について、上記 6 物質を原則として含有禁止としている。ただし、不純物としてごく微量含有される量については許容値が定められており、また、代替物質への転換が困難な用途での含有については禁止対象から除外されている (例：ブラウン管や高融点はんだに含まれる鉛など)。

適切に管理された森林等から得られた木材の使用

家具の木質系材料として間伐材、小径材、廃木材の利用を進めることは重要ですが、森林からの木材を利用する場合、生態系に与える影響を最小限に抑え、適正に管理された持続可能な森林からの木材が使われることが望めます。そこで、森林からの木材の原料についても情報提供することとします。

家具の木質系材料は森林から得られますので、下記のような事項に配慮し、適切に管理された森林等から得られた木材であることを確認することが望めます。

違法伐採でないこと / 地域住民など利害関係者等と重大な係争がないこと / 天然林を近年になって人工林に転換した土地でないこと / 持続可能な生産ができていないこと / 生物多様性に配慮していること (主に天然林について) 等

環境側面からの適切な森林管理の考え方や基準については、地域によって生態系や自然・社会状況が異なるため、まだ国際的なコンセンサスが得られていません。その認証については世界各地で多くのシステムが運用されていますが、国際的に利用されている制度としては、環境保護団体を母体にした第三者機関 FSC (森林管理協議会 = Forest Stewardship Council) の森林認証制度、国際標準化機構の環境マネジメントシステム ISO14001 など様々な制度があります。

こうした取り組みは今後拡大することが期待されますので、森林からの木材主体の家具を購入する場合、これらの情報にも配慮することが望めます。

本情報提供項目については、適切な森林管理の基準に関する国際的なコンセンサスづくりが進展するとともに、それを確認できる森林からの木材の供給がある程度増えた時点でガイドライン項目化することを検討します。

FSC（森林管理協議会）

FSC（森林管理委員会）は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理の推進を目的に、経済、社会、環境に関する事項に配慮した10項目からなる原則と56項目からなるパフォーマンスに沿った審査基準を設け、適切な管理がなされている森林を「認証」している。

FSCでは、適切な森林管理がなされていると認証された森林から出された木材・木材製品に、FSCのロゴマークを付けることができる。

ISO14001

ISO14001は、国際標準化機構（ISO）が定める、環境マネジメントシステム規格（ISO14000s）のひとつで、環境マネジメントシステム（EMS）の構築について定めたものである。PDCAサイクルに沿って、環境マネジメントシステムを継続的に向上させ、環境に与える負荷を減少させることをねらいとしており、環境活動に関する具体的な数値（パフォーマンス）等を求めているわけではなく、各組織が自ら定めたEMSに則った自主的な取り組みを求めている。

< その他の考慮事項 >

ウレタンに使用する発泡剤について

椅子の背座やクッション、マットレスなどのウレタン（軟質ウレタン）には、これまで代替フロン（HCFC）が使われてきました。代替フロンはオゾン層破壊影響はないものの、地球温暖化影響はあるため、代替物質の研究が進められてきました。現在では、水を中心とした発泡方法が中心になっており、日本で製造される軟質ウレタンは代替フロンも使用されていません。欧米からの輸入家具も多くは水を中心とした発泡方法になっていますが、一部の輸入家具ではまだ代替フロンが使用されており、代替技術がさらに浸透していくことが望まれます。

製造工程の環境対策

オフィス家具は材料の生産加工から部品製造、塗装、組立てに至るまで多くの工程を経て作られます。これらの工程では、さまざまな資源やエネルギーが使用され、環境に影響を与える恐れのある物質も使用・生成されます。メーカーの中には法規制を遵守するだけでなく、省資源、省エネルギー、リサイクル、環境汚染物質の削減など、より厳しい自主的な目標を掲げて環境管理に取り組んでいる企業もあります。

例えば、有機溶剤が多く使用される塗装工程では、トルエン・キシレンなどの揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のために、非溶剤系塗料の採用、高効率塗装装置の採用、溶剤の回収、廃棄処理装置の設置などの取り組みが進められています。

こうした取り組みについても、各社が出している環境関連資料などを参考に評価して購入することが必要です。

<ガイドラインの新旧対応表>

	新ガイドライン（2004年）	旧ガイドライン（1999年）	改定内容
ガイドライン項目	1) 長期使用を可能にするため、 <u>修理・メンテナンス体制が充実していること</u>	<共通> 1) 長期使用を可能にするためアフターサービスが充実していること	一部変更
	2) <u>省資源、部品の再使用、素材のリサイクルに配慮した設計がなされていること</u>	2) 使用後に分解して部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること	一部変更
	3) <u>使用済み製品の回収、再使用、リサイクルの体制があること</u>		新規追加
	4) 再生材料が多く <u>使われていること</u>	3) 再生材料が多く使用されていること	一部変更
	5) ホルムアルデヒドの <u>発散量</u> が少ないこと	4) ホルムアルデヒドの <u>放出量</u> が少ないこと	一部変更
	6) <u>トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの発散量が少ないこと</u>		新規追加
	<イスについて> 7) 一般ユーザーが自ら部品交換できること	<イスについて> 5) 一般ユーザーが自ら部品交換できること	変更なし
	情報提供項目	<u>塩ビ（ポリ塩化ビニル=PVC）の使用</u>	塩ビ（ポリ塩化ビニル=PVC）の使用（電装品関係は対象外）
<u>特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の使用</u>		臭素系難燃剤の使用	一部変更
<u>カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の使用</u>			新規追加
<u>適切に管理された森林等から得られた木材の使用</u>			新規追加

2 . 商品情報の解説

オフィス家具

商品は下記の掲載条件を満たす商品のみを掲載しています。
分類の中では事業者名のアイウエオ順に掲載されています。
同一事業社内では商品名のアイウエオ順に掲載されています。

掲載条件

<事業者共通の条件> 及び <製品共通の条件> は必須条件とし、かつ、<製品別の条件> のいずれかを満たすことを掲載条件とする。

<事業者共通の条件（必須）>

使用済製品の回収、再使用、リサイクル体制があること

<製品共通の条件（必須）>

省資源、再使用、リサイクルがしやすいように設計されていること

100g以上のプラスチック部品（押出成形品など刻印が不可能なものを除く）について素材表示していること

ホルムアルデヒド発散等級区分について、以下の条件を満たしていること（木材、接着剤を使用する製品に適用）

- ・木質系材料の場合：製品に使用する素材について、発散量が1.5mg/リットル以下
 - ・接着剤の場合：製品に使用する素材について、発散速度が0.12mg/m²・h以下
- それぞれ発散量及び発散速度が不明な製品は、掲載不可。

<製品別の条件（選択必須）>

以下の条件のいずれか一つを満たしていること

再生材料を使用していること

ほぼ金属類のみからなる製品であること（製品重量比99%以上）

木材を使用する製品にあっては、ホルムアルデヒド発散量が0.5mg/リットル以下であること

ほぼ無垢の木材のみからなる製品であること

（椅子のみに適用）一般ユーザーが自ら部品交換できること（背座、キャスター、肘のいずれか一つで可）

基礎情報

商品名	<p>シリーズ名・タイプ名など（全角 50 字）</p> <p>記載例）商品名（一部オプション除く） 商品名（机、テーブル、ワゴン） 商品名（GPN-01B 他一部除く）</p> <p>シリーズ商品の中で、タイプを特定する場合、あるいは含まないタイプがある場合は、商品名の後に記載する。</p> <p>該当するタイプがシリーズ商品の一部以下の場合に、「一部」と記載できる。</p> <p>商品名の後に「他」を続ける場合は、特定できる言葉と併用して記載し、「他」のみは記載しない。</p>																						
代表品番	シリーズの代表的な品番を 1 つ記載する（半角文字）。																						
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称																						
主な使用素材名	<p>下表のように、部位ごとの主な使用素材名が 1 種類ずつ記載されています。</p> <p>「その他の分類」は、一番多く使用する素材の名称を 2 種類記載する。</p> <p>（各欄 8 字）</p> <table border="1" data-bbox="427 929 1173 1227"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>机・テーブル</th> <th>椅子</th> <th>ローパーティ ション</th> <th>その他の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左上段</td> <td>天板表面</td> <td>張り地</td> <td>パネル表面</td> <td rowspan="4">一番多い使用 素材名を 2 種 類記載する</td> </tr> <tr> <td>左下段</td> <td>天板芯</td> <td>クッション</td> <td>パネル芯</td> </tr> <tr> <td>右上段</td> <td>本体</td> <td>背・座</td> <td>カバー</td> </tr> <tr> <td>右下段</td> <td>-</td> <td>脚</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	分類	机・テーブル	椅子	ローパーティ ション	その他の分類	左上段	天板表面	張り地	パネル表面	一番多い使用 素材名を 2 種 類記載する	左下段	天板芯	クッション	パネル芯	右上段	本体	背・座	カバー	右下段	-	脚	-
分類	机・テーブル	椅子	ローパーティ ション	その他の分類																			
左上段	天板表面	張り地	パネル表面	一番多い使用 素材名を 2 種 類記載する																			
左下段	天板芯	クッション	パネル芯																				
右上段	本体	背・座	カバー																				
右下段	-	脚	-																				

グリーン購入法の判断基準適合	<p>グリーン購入法の特定調達物品等の判断の基準への適合状況</p> <p>[]: グリーン購入法の判断基準に適合している</p> <p>[]: 適合していない（空欄）</p> <p>[-]: 対象外（グリーン購入法の特定調達品目の対象になっていない）</p> <p>ほぼ金属類のみからなる製品は、[-] になります。</p>
----------------	---

環境情報

ほぼ金属材料からなる製品	<p>[]: ほぼ金属類のみからなる製品</p> <p>[]: 金属類他の材料からなる製品（空欄）</p> <p>「ほぼ」とは、金属材料が製品重量比で 99% 以上占める場合を指す。</p> <p>塗料は製品重量に含めない。</p>
--------------	--

再生材料使用の有無	<p>[y]: 再生材料を使用している</p> <p>[n]: 再生材料を使用していない</p> <p>金属類は再生材に含めない。</p> <p>再生材の定義は、JIS Q 14021 の「7.8 リサイクル材料含有率」に準拠する。</p> <p>「再生材料を使用している」とは、再生材の使用率がその部品の重量比 10% 以上の場合を指す。</p>				
再生材料（再生プラスチック、間伐材等の木材、古紙等）の使用状況	<p>前項が [y] の場合、『使用部分（素材 / 元材料 / 再生材配合率（%））』が記載する。</p> <p>前項が [n] の場合、「 - 」と記載する。</p> <p>記入例）天板芯（木質系 / 廃木材 / 100%）、張り地（PET / 飲料ボトル / 50%）、背芯材（PP / バンパー / 50%）</p>				
ホルムアルデヒド発散等級区分	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 739 406 1198">木質系材料</td> <td data-bbox="414 739 1436 1198"> <p>[無垢]: 無垢材のみを使っている</p> <p>[F]: 0.3mg/リットル以下（JIS、JAS 規格）</p> <p>[F]: 0.5mg/リットル以下</p> <p>[F]: 1.5mg/リットル以下</p> <p>[-]: 木質系材料を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>成形合板は、その発散量が下表のホルムアルデヒド発散等級区分を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1209 406 1388">接着剤</td> <td data-bbox="414 1209 1436 1388"> <p>[F]: (ホルムアルデヒド発散等級区分が) 0.005mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.02mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.12mg/m²・h 以下</p> <p>[-]: 接着剤を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、JIS の測定方法に従って発散速度を測定し、JIS 規格が定める発散速度を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、ユーザーに求められれば、測定結果を提出する必要がある。</p> <p>家具に使用される塗料については、測定方法、基準値が導入された段階で同様の表記を採用する。</p> </td> </tr> </table>	木質系材料	<p>[無垢]: 無垢材のみを使っている</p> <p>[F]: 0.3mg/リットル以下（JIS、JAS 規格）</p> <p>[F]: 0.5mg/リットル以下</p> <p>[F]: 1.5mg/リットル以下</p> <p>[-]: 木質系材料を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>成形合板は、その発散量が下表のホルムアルデヒド発散等級区分を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p>	接着剤	<p>[F]: (ホルムアルデヒド発散等級区分が) 0.005mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.02mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.12mg/m²・h 以下</p> <p>[-]: 接着剤を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、JIS の測定方法に従って発散速度を測定し、JIS 規格が定める発散速度を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、ユーザーに求められれば、測定結果を提出する必要がある。</p> <p>家具に使用される塗料については、測定方法、基準値が導入された段階で同様の表記を採用する。</p>
木質系材料	<p>[無垢]: 無垢材のみを使っている</p> <p>[F]: 0.3mg/リットル以下（JIS、JAS 規格）</p> <p>[F]: 0.5mg/リットル以下</p> <p>[F]: 1.5mg/リットル以下</p> <p>[-]: 木質系材料を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>成形合板は、その発散量が下表のホルムアルデヒド発散等級区分を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p>				
接着剤	<p>[F]: (ホルムアルデヒド発散等級区分が) 0.005mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.02mg/m²・h 以下</p> <p>[F]: 0.12mg/m²・h 以下</p> <p>[-]: 接着剤を使っていない</p> <p>製品に使用する素材のうち、発散等級区分が一番低いレベルをその製品の発散等級区分とする。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、JIS の測定方法に従って発散速度を測定し、JIS 規格が定める発散速度を満たしていれば、その区分に「相等する」とみなす。</p> <p>認定を受けていない接着剤は、ユーザーに求められれば、測定結果を提出する必要がある。</p> <p>家具に使用される塗料については、測定方法、基準値が導入された段階で同様の表記を採用する。</p>				

椅子

部 品 交 換	背座（クッション または張り地のい ずれか一方か両方）	[y] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できる [n] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できない [-] : 対象外（椅子以外の場合）
	キャスター	[y] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できる [n] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できない [-] : 対象外（椅子以外、またはキャスターがない椅子の場合）
	肘	[y] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できる [n] : 一般ユーザーが説明書に従って自ら部品交換できない [-] : 対象外（椅子以外、または肘がない椅子の場合）

情報提供項目

塩ビの使用	塩ビを使用している箇所について記載する。 電装品関係を含め、製品全体を対象とする。 使用していない場合は、「なし」と記載する。
特定の臭素系難燃剤 （PBB、PBDE）の使 用	特定の臭素系難燃剤を使用している箇所について記載する。 使用していない場合は、「なし」と記載する。 PBB：多臭化ビフェニル PBDE：多臭化ジフェニルエーテル
持続可能な森林から の木材利用について	木質系材料の原料が適切に管理された森林等から得られたものであることに関し て記載されています。（80字） 得に記載すべき内容がない場合は、「特になし」と記載する。 <記載内容例> ・適切に管理された植林地・農地や第三者認証を受けた森林から得られた木材の 使用状況や使用割合 ・製材残材、間伐材などの人工林材など原料の構成 ・木材の産出地域、樹種など

その他の情報

他の環境配慮特記事 項（環境ラベルの取得 状況等）	環境配慮事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載 されています。（50字） エコマーク等環境ラベルを取得している場合、取得状況について記載されていま す。
機能面での特記事項	機能面について、情報提供者問い合わせ先から特にアピールしたいことがある場合 に記載されています。（40字）

標準価格（円）	商品の標準小売価格が記載されています。 商品名欄に複数商品が記載されている場合は、最低価格と最高価格が記載されています。 オープン価格の場合、「オープン」と記載されています。
---------	---

< 事業者情報 - 登録フォーマット >

事業者ごとの取り組み

長期使用のための修理・メンテナンス体制など	長期使用を可能・容易にする修理・メンテナンス体制や設計上の工夫について記載されています。（300字）
省資源、部品の再使用、リサイクル設計の内容	省資源や部品の再使用、リサイクル設計の指針内容について、実際に行っている自社の取り組みについて記載されています。（300字）
使用済製品の回収、再使用、リサイクルの体制について	使用済製品の回収システム、さらには回収した製品や部品の再使用、リサイクルを促進する体制について記載されています。（300字）
トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの不使用について	トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの使用を少なくする取り組みについて記載します。（300字） トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンについては、測定方法、基準値が導入された段階で採用し、製品ごとの登録フォーマットに反映させる。
カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の使用について	カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の使用状況の把握、他の物質への代替や使用削減への取り組みについて記載されています。（300字）

情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL 最大3箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL 最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載（30字）
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載（80字）

<分類>

	カテゴリ	分類	グリーン購入法
1	机・テーブル	事務用机	
2		ミーティングテーブル（固定型）	
3		ミーティングテーブル（折り畳み型）	
4		ミーティングテーブル（連結型）	
5		OA用テーブル	
6		SOHO用机・テーブル	対象外
7		教育施設用机・教卓	
8		応接用テーブル	
9		その他の机・テーブル	
10	椅子	回転椅子	
11		固定椅子	
12		折り畳み椅子	
13		SOHO用椅子	対象外
14		教育施設用椅子	
15		ロビーチェア	
16		応接用椅子	
17		その他の椅子	
18	ローパーティション（衝立を含む）	ローパーティション	
19		衝立・スクリーン	
20	棚	書架	
21		物品棚	
22		移動棚	
23		その他	
24	収納用什器	システム収納	
25		キャビネット	
26		ロッカー	
27		小型の収納	
28		ワゴン	
29		その他の収納用什器	対象外
30	オフィリアクセサリー	コートハンガー	
31		傘立て	
32		その他	対象外
33	掲示板・黒板	掲示板	
34		黒板	
35		ホワイトボード	
36	その他の家具	その他の家具	対象外

「グリーン購入法」欄には、グリーン購入法特定調達品目（H15年度）に沿った「対象／対象外」を記している。

[]: 対象

[対象外]: 対象外